

「集中改革プラン」策定に係る対応について

1 「集中改革プラン」策定の趣旨

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」(平成17年3月29日付け総務事務次官通知)において、各地方自治体における平成17年度から平成21年度までの5年間における具体的な行政改革の取組を集中的に実施するため、「集中改革プラン」を定め、公表することとされたところです。

<集中改革プランの取組事項>

- 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- 民間委託等の推進(指定管理者制度の活用を含む。)
- 定員管理の適正化
- 手当の総点検をはじめとする給与の適正化(給料表の運用、退職手当、特殊勤務手当等諸手当の見直し等)
- 市町村への権限移譲
- 出先機関の見直し
- 第三セクターの見直し
- 経費節減等の財政効果

2 「集中改革プラン」策定に係る本県の対応

本県では、「集中改革プラン」において平成17年度から平成21年度までの5年間で取り組むこととされている事項について、既に、平成16年度から平成20年度までの5年間を取組期間とする「青森県行政改革大綱」及び「青森県行政改革実施計画」を定め、具体的な取組の実施に鋭意取り組んでいるところですが、後発である「集中改革プラン」の取組期間と1年のずれがあることから、国の助言を踏まえ、本年度中に平成21年度分の定員管理の数値目標等、必要な内容を取りまとめ、「青森県行政改革大綱」及び「青森県行政改革実施計画」と合わせて「集中改革プラン」とし、公表することとします。

